

評価項目・得点	評価の理由
<p style="text-align: center;"><b>実績</b> 27 / 50点</p>	<p>小泉内閣における行革関係の約束は、2006年6月に「行政改革推進法」として具体化され、政府系金融機関、独立行政法人、特別会計、総人件費、国の資産・債務の5項目につき、削減額、削減数など時期や数値をかなり明確化した目標が設定された。推進法の枠組みは小泉以降の内閣にも引き継がれ、各内閣の下、概ね目標に沿った展開がされてきており、この点に関しては評価に値する。ただし、以下の2点には留意する必要がある。第1点目に、麻生内閣においては、危機対応の掛け声の下、日本政投銀と商工中金の民営化先送りが決定され、独法への財政支出や財政投融资が大幅な増加に転じるなど、明らかに目標と逆方向の動きが観察される。緊急対策自体は必ずしも非難されるべきものではないが、既存の行革路線との整合性は問題となる。第2点目に、とかく「効率化」「削減」が前傾化しがちな行革において、行革を「手段」としていかなる社会の姿を目指すのかが、歴代内閣では不明瞭なままである。福田内閣の消費者重視路線、麻生内閣の「安心社会」「機能する政府」は、この可能性を秘めたものであったが、どちらも具体策レベルでの課題設定には至らなかった。</p>
<p style="text-align: center;"><b>実行過程</b> 9 / 20点</p>	<p>組織上は、行革推進法の規定により内閣に設置された行政改革推進本部が中心的な役割を担っている。本部長は総理大臣とされ、運営上は担当大臣も置かれるなど、主導力を発揮しうる体制を持った組織である。ただし、行革関係の組織では他に、福田内閣時代に内閣官房に設置されたいわゆる「ムダゼロ会議」（行政支出総点検会議）があり、相互の関係において未整理な部分が見られる。また、形式的な削減目標等が割合順調に達成されていったのは事実であるが、その中身について、PDCAサイクルのような形で、意味合いや必要性を検証することは十分に行われていない。</p>
<p style="text-align: center;"><b>説明責任</b> 15 / 30点</p>	<p>推進法における目標は数値や期限を伴うものが多く、その達成状況は「行政改革の実施状況」などにより定期的に整理されている。また、工程に関しても、「何年度にどのような措置を行うか」が法の枠組みにかなり盛り込まれている。従って、形式上は一定の説明責任が果たされていると評価できるが、以下の諸点はマイナス要因となる。まず、麻生内閣下で政策の一部見直しが見られたにも関わらず、既存の行革路線との関係をどう位置付けるのか、十分な説明が与えられていない。仮に一時的な対応であるならばその旨を明示し、中長期の方針とは分けた対応を行うべきであるが、実際にはその点が曖昧なまま政策が推移している。また、既述のように、「行革により何をを目指すのか」という点に関して、総じて十分な説明を行えなかったことも考慮すべき要素である。</p>